

〔論文〕

# 高等学校家庭科における 児童虐待予防教育の般化に向けての文献レビュー

田 吹 和 美  
Kazumi Tabuki

大阪総合保育大学大学院  
児童保育研究科 児童保育専攻

高等学校家庭科教員の児童虐待予防教育に対する意識の明確化並びに教材や指導方法の開発及びその般化方法を検討するための示唆を得ることを目的として、国内の児童虐待防止法が施行された2000年から2018年8月までの家庭科、虐待に関する先行研究について概観を行った。高校生を対象とした児童虐待を予防する視点での授業実践は、2件であった。内容による大別の結果、①暴力への親和性、②子どもの権利、③虐待の背景と子育て支援、④親になるための準備、⑤「児童虐待」の授業での取り扱いのカテゴリーとなった。新学習指導要領解説家庭編では、高等学校家庭科必修科目すべてに児童虐待の記載がなされ、すべての家庭科教員が児童虐待に関する授業をしなければならない。児童虐待予防の視点から教科書に準じた教材開発を行うこと、また児童虐待を授業で扱う際、どのような配慮を行うことで、すべての家庭科教員が児童虐待についての授業を行えるようになるかを明らかにすることで、児童虐待予防教育の教材・指導方法の開発及び般化方法が導き出されるのではないかと考える。

キーワード：高等学校家庭科、児童虐待、予防教育、学習指導要領

## I はじめに

1989年、国連総会で「児童の権利に関する条約」が採択された（日本は1994年に批准）。第19条1に「締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱いまたは搾取（性的虐待を含む）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。」と明記された。国際条約において、初めて虐待や養育の怠慢から子どもを保護することが条文化されたことは画期的なことであった。

わが国においては、2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」）が施行され、その後、2004年、2007年、2016年と改正が行われた。厚生省では、1990年度から児童相談所における児童虐待相談対応件数の統計を取り始め、1990年度は1,101件であったが、2017年度（厚生労働省）は133,778件であり、年々増加の一途をたどっている。相談対応件数の増加は、国民の児童虐待に対する関心の高まりも要因として考えられる。2012年度以降、相談の内容別件数で心理的虐待の割合が最も多くなり、2017年度には54.0%と

半数を超えた。その要因として児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告が増加したことがあげられている。また、2003年以降は、子ども虐待による死亡事例等の検証結果の報告もなされるようになったが、残念ながら痛ましい事件が後を絶たない。2018年に起きた目黒女児虐待死事件を受け、政府は関係閣僚会議を開き、「全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指す。」と児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策を発表した。子ども虐待対応の手引き（厚生労働省、2013）には、虐待に至るおそれのある要因として、①保護者側のリスク要因、②子ども側のリスク要因、③養育環境のリスク要因、④その他虐待のリスクが高いとされる要因に分類されている。具体的に①は、望まない妊娠や若年の妊娠、保護者の被虐待経験、育児に対する不安、育児の知識や技術の不足、体罰容認などの暴力への親和性など、②は、保護者にとって何らかの育てにくさを持っている子どもなど、③は、親族や地域社会から孤立した家庭、夫婦間不和、配偶者からの暴力（DV）等不安定な状況にある家庭など、④は、母子健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診、乳幼児健康

診査未受診、関係機関からの支援の拒否などがあげられている。

児童虐待防止法第5条3に、「学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない」と明記されている。岡本ら（2009）は、児童虐待防止における学校の役割について、早期発見・通告、子どものケア、予防、啓発をあげており、学校における児童虐待予防教育は喫緊の課題である。上野（2003）によると、2002年度に出版された高等学校家庭「家庭一般」の教科書12冊のうち児童虐待の記載があるものは8冊であったが、2016年度に出版された高等学校家庭「家庭基礎」の教科書10冊には、すべてのものに児童虐待の記載が見られた。一方、学習指導要領解説（文部科学省、2010）においては、共通科目「家庭総合」「(2) 子どもや高齢者との関わりと福祉」「(エ) 子どもの権利と福祉」において、「特に、児童虐待などの子どもに対する不適切な関わりに陥らないように、社会全体で乳幼児を持つ親を支えていくことの重要性について認識させる」と、児童虐待の記載が初めて見られた。また、専門科目「子どもの発達と保育」「(5) 子どもの福祉と子育て支援」において「特に、社会の変化や少子社会に対応し、育児不安や孤独感をもつ親や家族を支援する体制づくりが必要になっており、様々な子育て家庭への支援に関する施策があることを理解させ、その意義について考えさせる。また、近年問題とされる子ども虐待の実態や原因等について扱い、その予防について考えさせる」と、予防についても明記がなされた。現在ではこのように高等学校家庭科において児童虐待を取り扱うことになっている。そこで本論文では、実際に家庭科においてどのように児童虐待が取り扱われてきたのかに着目することとした。

## II 研究目的

高等学校家庭科における児童虐待予防教育について、新たな課題を明確にするには先行研究が少なかった。そのため、まず家庭科において児童虐待を予防する視点からの授業がどの程度実施されているかを明らかにすることが必要であると考えた。そこで、高等学校に限定せず、家庭科における虐待についての文献レビューを行うことにより、高等学校家庭科教員の児童虐待予防教育に対する意識の明確化並びに教材や指導方法の開発及びその般化方法を検討するための示唆を得ることを目的とする。

## III 研究方法

データベースとしてCiNii（国立情報研究所）を利用し、キーワードに「家庭科」「虐待」を入力して検索を行った。文献は、原著論文、研究報告を対象とした。対象期間については、児童虐待防止法が施行された2000年～2018年とした。児童虐待に言及していない研究については除外したところ、全10件が分析対象となった。

## IV 研究結果

分析対象文献10件の概要を表1および下記に示した。

分析対象となった10件について内容で大別を行った。その結果、①暴力への親和性、②子どもの権利、③虐待の背景と子育て支援、④親になるための準備、⑤「児童虐待」の授業での取り扱いというカテゴリとなった。

### 1 暴力への親和性

田吹ら（2009）は、児童虐待防止には全国民を対象とする一次予防が重要であり、学校教育における一次予防は、教育活動全般を通じて行われるものとしている。児童虐待は次世代に引き継がれるおそれもあり、未然に防ぐためには、これから親になっていく可能性のある者全員を対象に、予防教育を行うことが何より効果的であると考え、高校生を対象に生育状況と生活自立の現状と課題を把握し、児童虐待予防教育の内容を考えるための基礎資料を得ることを目的とし、勤務校の生徒を対象に質問紙調査及び分析を行っている。その結果から家族間暴力の体験を有する生徒の暴力に対する歪んだ認知を変えること、ネグレクトの体験を有する生徒の「意思決定」能力の育成が、家庭科における児童虐待予防教育の視点に必要であると提案している。

森田ら（2014）は、将来学校教育に関わる可能性の高い教員養成大学で学ぶ大学生が、児童生徒を虐待から守るため、どのような学びが必要かを検討するために、教員養成課程の大学生を対象に質問紙調査を行っている。調査内容は「しつけと虐待の経験」「しつけと虐待の認識」「生育環境」「児童虐待関連の知識、教育を受けた経験の有無」である。その結果、「大声で叱られる」「頭や顔をたたかれる」経験のある者は、「虐待」ではなく「しつけ」であると認識している傾向が見られた。また、親から身体的暴力を受けた経験のある者は、ない者に比し、身体的暴力をしつけとして行うことを肯定する傾向が見られた。体罰を容認する認識と、家庭内暴力のある家庭での育ちには関連性が見られ、家庭内暴力のない家庭で育った学生の多くは、親がしつけのつもりであれ、

表1 本研究で取り上げた文献一覧

| 番号 | タイトル   | 著者(年)                              | 掲載誌                          | 目的  | 研究対象                    |
|----|--|------------------------------------|------------------------------|---|-------------------------|
| 1  | 高等学校における児童虐待予防教育の視点から見た家庭科教育-生徒意識調査をふまえて-              | 田吹 和美<br>堀江 美智子<br>岡本 正子<br>(2009) | 生活文化研究<br>(大阪教育大学<br>家政教育講座) | 生徒の生育状況と生活自立の現状と課題を把握し、児童虐待予防教育の内容を考えるための基礎資料を得る  | 高校生                     |
| 2  | 高等学校家庭科教育における子ども虐待の取り扱い-教員へのヒアリングを通して-                 | 鈴木 真由子<br>岡本 正子<br>岡本 真澄<br>(2011) | 生活文化研究<br>(大阪教育大学<br>家政教育講座) | 高校家庭科において子ども虐待がどのように扱われているのか、教員13名に対するヒアリング調査により明らかにするとともに予防教育としての可能性を展望する                      | 高等学校家庭科教員               |
| 3  | 高校実践「子どもの権利条約」から考える子どもの人権と福祉:児童虐待について                  | 原田 千恵子<br>(2013)                   | 家教連家庭科研究                     | 近年の児童虐待事件の増加をふまえて、親として、また地域社会としてどうあるべきかを授業を通じて生徒に考えさせる  | 高校生                     |
| 4  | 子ども虐待予防の視点からみる高等学校家庭科保育分野に関する考察:4府県の高専家庭科教員への質問紙調査を通して | 岡本 正子<br>牧野 詠里<br>(2014)           | 生活文化研究<br>(大阪教育大学<br>家政教育講座) | 高等学校家庭科保育分野における「子ども虐待予防教育」の意義と役割という視点から考察する   | 高等学校家庭科教員               |
| 5  | 子どものしつけ・虐待と家庭科教育                                       | 森田 美佐<br>李 璟媛<br>(2014)            | 日本家庭科教育学会大会・例会・セミナー研究発表要旨集   | 将来、学校教育に関わる可能性の高い教員養成課程で学ぶ大学生が、児童・生徒を虐待から守るため、どのような学びが必要かを検討する                                  | 大学生                     |
| 6  | 児童虐待予防学習についての一考察:高校家庭科における授業実践より                       | 森岡 満恵<br>(2014)                    | 福祉社会開発研究(東洋大学福祉社会開発研究センター)   | 高校生をはじめとする妊娠前の対象者に対し、何を行えば虐待予防に有効であるかについて考察する   | 高校生                     |
| 7  | 高等学校家庭科保育分野におけるペアレンティング教育の追究                           | 相浦 知子<br>佐藤 文子<br>(2015)           | 日本家庭科教育学会大会・例会・セミナー研究発表要旨集   | 家庭の変化や児童虐待の増加等から、学校教育の中でペアレンティング教育を学習させる必要があると考え、家庭科教育における効果的な指導法を追求し、よりよいペアレンティング教育のプログラムを構築する | 高校生<br>乳幼児保護者           |
| 8  | 家庭科教育における児童虐待の授業-自分の身に引き寄せて児童虐待をとらえるために-               | 伊深 祥子<br>杉本 詠美<br>(2015)           | 愛知教育大学家政教育講座研究紀要             | 虐待は誰もが加害者になるかもしれないとして虐待を考えることが虐待の防止に繋がると考え、「なぜ虐待をしてしまうのか」という親の目線に立った授業づくりを行う                    | 大学生                     |
| 9  | 高等学校家庭科における児童虐待予防教育の実践と課題:「デートDV」の授業を通して               | 田吹 和美<br>岡本 正子<br>(2016)           | 生活文化研究<br>(大阪教育大学<br>家政教育講座) | 高校生に「デートDV」の授業を行うことで、暴力の意識に変容が見られるか調査・分析し、児童虐待予防教育を考察する   | 高校生                     |
| 10 | 家庭科保育領域において扱う児童虐待と子育て支援                                | 元吉 杏那<br>数井 みゆき<br>(2017)          | 茨城大学教育学部紀要                   | 児童虐待の予防的な教育ができるのかを模索し、学習指導案と教材を提案する   | 幼稚園に通う<br>3~4歳児の<br>保護者 |

子どもの心身を傷つける行為は虐待であると認識するものが多く存在すると報告している。

田吹ら(2016)は、児童虐待予防教育における家庭科の役割が期待されていることを述べ、虐待に至る保護者

側のリスク要因の1つとして体罰容認などの暴力への親和性をあげ、「デートDV」に関する授業実践による生徒の意識変容について考察している。研究方法としては、田吹が行った「デートDV」に関する授業を受けた生徒

を対象に質問紙調査が行われている。調査結果として、①デートDVという用語の認知度が上がったこと、②精神的暴力に対する理解が深まったこと、この2点は授業を行ったことによる知識の習得であるとしている。しかし、暴力に対する意識の変容には至らず、今後の課題として「体罰容認などの暴力への親和性」を持つ生徒の意識を変容させる授業を実践することとし、ジェンダー教育の視点から、暴力に関するディスカッションおよびロールプレイなどが効果的ではないかと提案している。

## 2 子どもの権利

岡本ら（2014）は、高等学校家庭科保育分野の取り組みについて、生徒の多様性という視点から高等学校家庭科保育分野における「子ども虐待予防教育」の意義と課題を明らかにする目的で、大阪府、福井県、石川県、宮崎県の高等学校家庭科教員に対する質問紙調査を行っている。調査対象の高校は、生徒の卒業後の進路について①殆どが大学や短大へ進学する高校（受験校）19校、②大学・短大進学や就職など進路が多様な高校（多様校）27校、③殆どが就職する高校（就職校）10校に分類されていた。児童虐待について授業で取り組んでいる割合は、受験校80%、多様校73.1%、就職校88.9%であった。教員が児童虐待に重点を置いている割合は、受験校42.1%、多様校73.1%、就職校44.4%であった。教員から見て生徒が児童虐待に興味関心を示す割合は、受験校56.3%、多様校17.4%、就職校22.2%であった。児童虐待問題を取り扱う際のセーフティネットとして、まず自尊感情を高め自分と家族との関係を扱ったのちに児童虐待を取り扱う、すなわちシラバス（全体の授業計画）の後半で扱い、次の授業時に子育てサポートシステムについて学習することが安全と考えられると考察している。また、児童虐待問題の本質的な部分である「子どもの権利侵害」の視点でのアプローチは重要な視点であると指摘されている。

原田（2013）は、近年の児童虐待事件の増加をふまえ、高等学校家庭「家庭総合」における子どもの人権と福祉の授業実践を報告している。まず、勤務校の生徒を対象に児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）についてのアンケートを実施し、子どもの権利条約で守られていないと思われるものに回答を求めている。その結果、守られていないと回答した生徒が最も多かった条文は、第18条「親の第1次的養育責任と国の援助」、第19条「親による虐待・放任・搾取からの保護」であったと報告している。次に児童虐待の現状等を授業で伝え、最後に児童虐待についてのレポートを生徒に記入させている。この授業実践において原田は、生徒の意見として、

「児童虐待をなくすためには、個人の努力だけでなく地域・社会の協力が必要であること、親となるための自覚・資格について」を紹介し、「なぜそうなるのか、どうすればよいか」ということを生徒自身に考えさせることの必要性を述べている。また、小学生より児童虐待の被害を受けている生徒の在籍するクラスでは、レポートのテーマを複数用意するなどの配慮を行っている。

## 3 虐待の背景と子育て支援

伊深ら（2015）は、まず児童虐待を題材に行われた授業実践4例（中学校2例、高等学校2例）を分析し、すべての授業実践において、生徒が児童虐待を自分の身に引き寄せて考えづらく、親批判、社会批判にとどまっていると結論づけている。そして、虐待防止のためには、誰もが加害者になるかもしれないとの考えに基づき、「なぜ虐待をしてしまうのか」との親目線での授業提案をしている。その方向性として①児童虐待をしてしまう加害者の背景に迫る、②児童虐待を自分にも起こりえる身近なものとして捉える、③社会全体での子育てや支援の必要性に気づく、この3点を述べている。これらの視点から、教員養成大学の学生を対象に模擬授業を行い、授業後のアンケート分析の結果、家庭科の授業において児童虐待を扱うことは、生徒の実態や様子に合わせて判断すべきであるとし、どれだけ工夫を重ねたとしても生徒を傷つけてしまう可能性は否めないが、虐待という現状から目を背けることなく、勇気をもって児童虐待の授業づくりを続けていかなければならないと提言している。

元吉ら（2017）は、児童虐待の近年の特徴として、ネグレクトと心理的虐待（面前DV）の増加があり、①ネグレクトについて、幼児の保護者がどのように捉えているかの実態調査を通じて明らかにする、②家庭科の授業の中で、ネグレクトや面前DVなどの問題は直接扱えなくとも、子育て支援について生徒が理解する授業を考案する、この2点を目的とし、ネグレクトに関する調査を行っている。3～4歳幼稚園児の保護者を対象に質問紙調査を行い、その結果、父母の認識における課題として、子どもの標準身長・体重への意識の低さが導き出されている。そして、調査内容を考慮し、中学校家庭科の保育領域における授業提案「幼児をとりまく環境を知る～子育て支援マップ作り～」を行っている。

## 4 親になるための準備

森岡（2014）は、先行研究より親学習プログラムや虐待予防プログラムを調査し、それらを参考にして高等学校家庭科における授業案を作成した上で、勤務校におい

て実施し、授業前後の意識の変容および知識の定着について勤務校の生徒を対象に質問紙調査を行い、授業効果について検証している。高等学校家庭科における授業内容として①望まない妊娠に関する親の心理状況の理解、②乳幼児揺さぶられ症候群の知識と怒りのコントロール、③コモンセンス・ペアレンティング、④子どもの発達に関する知識・体験、⑤成育歴の振り返りなどが、虐待予防に有効であると明言している。調査結果から導き出された課題として、体罰の肯定観の問題と養育歴の振り返りをあげている。高等学校家庭科における虐待予防教育においては、望まない妊娠の予防に力点をおいて取り組むとしている。

相浦ら(2015)は、高校生および乳幼児の保護者を対象に、高校生に対しては、ペアレンティング学習を望んでいるかと質問し、6割以上がはいと回答している。乳幼児の保護者に対しては、高校時代にペアレンティングを学習する機会があれば学びたかったかと質問し、8割以上がはいと回答している。そして、実際にペアレンティング学習プログラムを作成し、6時間の授業実践を行った結果、①「親になるイメージができています」との質問にははいと回答した生徒が授業前は44.1%であったが、授業後には56.4%で、有意差が認められたこと、②「ペアレンティングの授業を受けて自らの課題を考えた」と90.6%の生徒が回答した、③「ペアレンティング学習が将来役立つと思う」と94.8%の生徒が回答した、以上3点より、ペアレンティングについて学習することにより、生徒が生涯を見通した上で、現在の課題を明確にし、努力する方向性と、成熟した親になる重要性を認識することができたと考察している。

## 5 「児童虐待」の授業での取り扱い

鈴木ら(2011)は、高等学校家庭科において児童虐待がどのように扱われ、また、家庭科教員は児童虐待を授業で扱うことにどのような認識を持っているか、そうした現状を把握するために、大阪府内の高等学校家庭科教員13名を対象に半構造的ヒアリング調査を実施している。児童虐待の取り扱いについては、直接的に扱った授業より、ワークショップ等の体験的活動によって、間接的に扱った授業が相対的に多いと指摘している。児童虐待を扱った授業に対する生徒の反応としては、虐待の概念が生徒のイメージよりも広義であることを知識として得ることにより、一般論としてではなく、自分自身あるいは友人の問題として捉えることで、生徒の思考が内面化されていると推察している。児童虐待を授業で扱う上で教員が困難に感じることは、配慮していることは、生徒自身が過去に虐待を受けていた、あるいは現在受けてい

る状況下で児童虐待を扱うことへのためらいや不安、自制などがある。また、授業を受けていた生徒が、かつて気分が悪くなったりフラッシュバックのような状態に陥ったりした経験を持つ教員は、より慎重な対応が必要であると認識し、その一方で、授業で児童虐待を取り扱う意義や必要性を感じており、方法論を模索し葛藤していると報告されている。

## V 考察

分析対象となった10件のカテゴリー別に、考察を述べる。

### 1 暴力への親和性

森田らが、体罰を容認する認識と家庭内暴力のある家庭での育ちに関連性が見られると報告していることは、子ども虐待対応の手引きで、虐待に至る要因の1つとして保護者の被虐待経験があげられていることと関係が強いと考えられる。内閣府ホームページでは、ドメスティック・バイオレンスの暴力の特徴の中で子どもに与える影響として、「暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の方法として暴力を用いることを学習することもあります」との記載がある。森田らの調査結果において、親から身体的暴力を受けた者は、ない者に比し、身体的暴力をしつけとして行うことを肯定する傾向が見られたこと、また、田吹ら(2009)の調査結果から導き出された家族間暴力を有する生徒の暴力に対する歪んだ認知は、いずれも関連があると考えられる。2017年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数で心理的虐待が54.0%となり、増加要因として面前DVについて警察からの通告が増加したことがあげられており、家庭内暴力への対応策は急務であると考えられる。

田吹ら(2016)は、「デートDV」に関する授業実践による生徒の意識変容の結果として、知識の習得には至ったが、暴力に対する意識の変容には至らなかったとし、本授業の限界であるとしている。子ども虐待対応の手引きで、虐待に至る要因の1つとして、体罰容認などの暴力への親和性があげられており、たとえどのような理由があれ、暴力による問題解決は間違いであると訴えることは、家庭科の授業のみならず教育活動全般を通じて行うべきであろう。

### 2 子どもの権利

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)第3条において、児童の最善の利益が明記されて以来、児童福

社は、「子どもの最善の利益」のためにどうすべきかが考慮されるようになった。その後成立した児童虐待防止法第1条は、「この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見、その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。」であり、児童虐待が人権侵害であることが記載されている。それゆえ、岡本らは、児童虐待問題の本質的な部分である「子どもの権利侵害」の視点でのアプローチは重要な視点であると指摘しているのであろう。また、原田も子どもの権利条約から授業展開を行ったと考えられる。

### 3 虐待の背景と子育て支援

健やか親子21検討会報告書（厚生労働省、2000）では、「児童虐待の研究から、虐待では、（1）多くの親は子ども時代に大人から愛情を受けていなかったこと、（2）生活にストレス（経済不安や夫婦不和や育児負担など）が積み重なって危機的状況にあること、（3）社会的に孤立化し、援助者がいないこと、（4）親にとって意に沿わない子（望まぬ妊娠・愛着形成阻害・育てにくい子など）であること、の4つの要素が揃っていることが指摘されている。

このため、虐待を防止し、予防する方法としては、これらの4要素が揃わないよう働きかけることが効果的と考えられる。例えば、援助者が虐待する親の相談相手になることは、虐待者の社会的孤立を無くすことになり、その時から虐待は軽減される。そしてあらゆる社会資源を導入して生活のストレスを軽減し、もし、子どもの健康問題がある場合には、親の負担をかけることなく改善し、再発を防止する。このような育児支援を、出生直後から、親に対して行うことにより、虐待の予防につながると言われている。」とある。（1）・（2）・（4）は、子ども虐待対応の手引きの虐待に至るおそれのある要因では、保護側のリスク要因にあたり、（3）は、養育環境のリスク要因にあたる。伊深らが提案している授業の方向性に、社会全体での子育てや支援の必要性に気づくことや、元吉らが「幼児をとりまく環境を知る～子育て支援マップ作り～」を提案していることは、4要素が揃わないための働きとなり得るであろう。

### 4 親になるための準備

相浦らがペアレンティング学習に効果があると数値で示しているのは、森岡が高等学校家庭科における授業内容としてコモンセンス・ペアレンティングが虐待予防に有効であると明言していることの裏付けとなるであろう。健やか親子21検討会報告書では、「子どものことについてよく知らない親の出現も指摘されているが、子育てについての知識や技術や体験する機会の提供等が必要である。特に、親が自分自身の子育てに対する気持ちをしっかりと持つことが重要で、そのための支援策を、できるだけ早期に学校教育から行うことが必要である。」とある。学校教育において子育てについて学習するのは、家庭科であり、重要な意義があると考えられる。

### 5 「児童虐待」の授業での取り扱い

鈴木らによると、児童虐待を直接的に扱った授業より、ワークショップ等の体験的活動によって、間接的に扱った授業が相対的に多いとされているが、その理由としては、生徒自身が過去に虐待を受けていた、あるいは現在受けている状況下で児童虐待を扱うことへのためらいや不安、自制などが教員にあると考えられる。他にも、岡本ら、原田、伊深らが、児童虐待を授業で扱う際には、何らかの配慮を要するとしている。

岡本らの調査結果において児童虐待について授業で取り組んでいる割合は、受験校80%、多様校73.1%、就職校88.9%であり、約2割の学校では児童虐待に取り組んでいないということになる。

## VI 結論

分析対象10件のうち、タイトル、目的、考察のいずれかに児童虐待を予防する視点が含まれていたものは、7件であった。そのうち、高校生を対象にした授業実践は、森岡と田吹ら（2016）の2件であった。

内容別では、①暴力への親和性、②子どもの権利、③虐待の背景と子育て支援、④親になるための準備は、授業内容に関するものであった。②・③・④に関しては、学習指導要領に定められた範疇であるが、①に関しては、学習指導要領の範囲外となる。文部科学省ホームページには、『学習指導要領とは全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めています。これを「学習指導要領」といいます。』と記載されている。当然ながら学習指導要領に記載されている内容を上回る指導は良しとされてはいるが、児童虐待

予防教育の般化を目的とした場合、学習指導要領に定められた範疇での教材開発を行うことがより良いのではないかと考えられる。さらに教科書の定義は、『教科書とは、「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であり、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの」とされています（発行人第2条）。』とされ、教科書の種類と使用義務は、『全ての児童生徒は、教科書を用いて学習する必要があります。（中略）学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条には、小学校においては、これらの教科書を使用しなければならないと定められています。この規定は、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用されています。』と記載されている。すなわち、学習指導要領に則って作成されたものが教科書である。健やか親子21検討会報告書において、4要素が揃わないよう働きかけることが児童虐待予防に効果的であるとの指摘があった。4要素が揃わないようにとの視点から、教科書に準じた教材開発を行うことが、児童虐待予防教育の般化につながるのではないかと考える。

「児童虐待」の授業での取り扱いについては、鈴木ら、岡本ら、原田、伊深らが何らかの配慮を要するとしている。また、岡本らの調査結果では、約2割の学校で児童虐待の授業が行われていないことになる。高等学校学習指導要領は2018年3月告示となった。新学習指導要領解説家庭編（文部科学省、2018）では、共通科目「家庭総合」はもちろんのこと、2009年には児童虐待の記載が見られなかった共通科目「家庭基礎」ともに、児童虐待の記載がなされた。「家庭基礎」「A人の一生と家族・家庭及び福祉」「(3)子供の生活と保育」において、「子供を取り巻く社会環境については、例えば、(中略)育児不安や孤立感、子供の貧困や虐待、保育所不足と待機児童の問題などを取り上げ、現代の子供を取り巻く社会環境の課題や子育て支援の必要性について理解できるようにする」とあり、さらに「家庭総合」「A人の一生と家族・家庭及び福祉」「(3)子供との関わりと保育・福祉」において、「子育て支援については、育児不安や孤立感を持つ親や家族を支援する体制づくりが必要になってきており、子供や子育て家庭を支える社会の支援が重要であることを理解できるようにする。(中略)、特に、児童虐待など子供に対する不適切な関わりに陥らないように、社会全体で乳幼児をもつ親を支えていくことの重要性について認識させるようにする」「子供を取り巻く社会環境の変化や課題については、例えば、(中略)子

供の貧困や虐待、保育所不足と待機児童の問題などを取り上げ、現代の子供や子育て家庭を取り巻く社会環境の課題について理解し、社会全体で子育てを支援していくことの重要性を理解できるようにする」と記載されている。2つの必修科目において児童虐待の記載がなされたことにより、すべての家庭科教員が児童虐待に関する授業を行わなければならないことになる。だが、たとえ児童虐待の授業を行ったとしても、予防の視点がなければ意味をなさないであろう。健やか親子21検討会報告書に「子どものことについてよく知らない親の出現も指摘されているが、子育てについての知識や技術や体験する機会の提供等が必要である。特に、親が自分自身の子育てに対する気持ちをしっかりと持つことが重要で、そのための支援策を、できるだけ早期に学校教育から行うことが必要である。」とあるが、親になるための準備に関する授業などは、おそらくどの家庭科教員でも取り組める授業である。そこに児童虐待を予防する視点から授業を実践することにより、児童虐待予防教育となりえるのではないかと考える。なお、先行研究において高校教員に対する調査が行われていたのは、大阪府、福井県、石川県、宮崎県の4府県のみである。他の都道府県において高等学校家庭科の授業での児童虐待の取り扱いや、児童虐待を予防する視点から保育分野の授業を行っているかという教員の意識等についての調査を実施・分析し、どのような配慮を行うことにより、すべての家庭科教員が児童虐待についての授業を行えるようになるかを明らかにすることで、児童虐待予防教育の教材・指導方法の開発及び般化方法が導き出されるのではないかと考える。

## 文献

- 厚生労働省（2000）. 健やか親子21検討会報告書  
[https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/sukoyaka/tp1117-1\\_c\\_18.html](https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/sukoyaka/tp1117-1_c_18.html)（2018年10月21日）
- 厚生労働省（2013）. 子ども虐待対応の手引き 有斐閣 pp.29-32.
- 厚生労働省（2018）. 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000336226.pdf>（2018年8月30日）
- 厚生労働省（2018）. 平成29年度児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000348313.pdf>（2018年8月31日）
- 文部科学省（2010）. 高等学校学習指導要領解説家庭編 pp.20-35. pp.84-89.
- 文部科学省（2018）. 高等学校学習指導要領解説家庭編  
[www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_)

detail/\_icsFiles/afieldfile/2018/07/17/1407073\_10.pdf  
(2018年8月25日)

文部科学省 (2018). 学習指導要領とは

www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/new-cs/ (2018年10月27日)

文部科学省 (2018). 教科書とは

www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/kyoukasho/gaiyou/04060901/1235086.htm (2018年10月27日)

内閣府 (2013). ドメスティック・バイオレンス (DV) とは

http://www.gender.go.jp/policy/no\_vioence/e-vaw/dv/index.html (2013年8月30日)

岡本正子・薬師寺順子 (2009). 子ども虐待をとらえる基本的視点 教員のための子ども虐待理解と対応 生活書院 pp.12-51.

上野顕子 (2003). 高校『家庭一般』の教科書における児童虐待の取り上げ方－児童虐待防止教育の教材開発のために－

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jhee/46/0/46\_0\_59/\_article/-char/ja/ (2018年8月2日)

## A Review of Literature Regarding the Generalization of Child Abuse Prevention Education in High School Home Economics

Kazumi Tabuki

*Osaka University of Comprehensive Children Education Graduate School*

A survey was made of prior research regarding home economics and abuse from 2000, when Japan's Child Abuse Prevention Act went into effect, through August 2018, with the goal of finding suggestions for clarifying the awareness of high school home economics teachers regarding child abuse prevention education, as well as to examine the development and methods of generalizing materials and instructional methods. There were two instances of class practice targeting high school students from the perspective of preventing child abuse. Results of this review can be categorized as follows: 1) affinity for violence; 2) children's rights; 3) background of abuse and support for childrearing; 4) preparation for becoming a parent; and 5) handling of "child abuse" in classes. In the new course of study guidelines for home economics, child abuse is noted in all required high school home economics classes, and all home economics teachers must teach about child abuse. When developing teaching materials based on textbooks written from the perspective of child abuse prevention or teaching a class on child abuse, clarifying what to take into account so that all home economics teachers can teach about child abuse will enable the development of teaching materials and instructional methods for child abuse prevention education, as well as methods for the generalization of child abuse prevention education.

**Key words** : high school home economics, child abuse, prevention education, course of study guidelines